

# 佐呂間町地球温暖化対策実行計画

『佐呂間町の事務及び事業における二酸化炭素排出量削減計画』

(第2次:2017～2021)

2017. 3

佐呂間町

# 目 次

## 第1章 計画の基本的事項

- 1. 計画策定の背景 . . . . . 1
- 2. 計画の目的 . . . . . 1
- 3. 計画の期間及び基準年度 . . . . . 1
- 4. 計画の範囲 . . . . . 2

## 第2章 二酸化炭素の排出状況

- 1. 二酸化炭素の排出量 . . . . . 3

## 第3章 削減目標

- 1. 二酸化炭素排出量の削減目標 . . . . . 3

## 第4章 具体的な取り組み

- 1. 取組内容 . . . . . 4

## 第5章 計画の推進、点検・評価と公表

- 1. 推進体制 . . . . . 6
- 2. 点検評価 . . . . . 6
- 3. 公表 . . . . . 6

# 第 1 章 計画の基本的事項

## 1. 計画策定の背景

大気中の温室効果ガス（二酸化炭素等）は、地球の温度バランスを保つために重要な役割を果たしていますが、産業革命以降、温室効果ガスの総排出量が急増したことに伴い、大気中での濃度も増加し、地表面から放射される熱の一部が宇宙空間に放出されずに温室効果ガスに吸収され、地表の温度が上昇する地球温暖化をもたらしました。

気温の上昇に伴い、異常気象の増加や生態系への影響、一次産業への影響や水資源の枯渇、熱帯性感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害を及ぼす可能性が指摘されています。

このような中、国際的な地球温暖化防止に関する対策として、1994年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が発効され、以降、数度の締約国会議の中で温室効果ガスの排出量削減目標が掲げられ、地球温暖化問題の解決に向けて各国が取り組んでおり、我が国においては、1998年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が施行され、国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにすると共に、都道府県、市町村に対し、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための実行計画の策定が義務付けられました。

本町においても、平成 23 年に策定した「佐呂間町地球温暖化対策実行計画」の点検・評価を踏まえ、第 2 期計画を策定し、事務及び事業実施に伴う温室効果ガスの排出量削減に努めます。

## 2. 計画の目的

本計画は、法律第 21 条の規定に基づき、市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量削減のための措置に関する計画として策定するものであり、本町の事務及び事業に関し、自ら排出する温室効果ガスの排出削減に努め、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

## 3. 計画の期間及び基準年度

本計画の期間は、2017 年度から 2021 年度までの 5 年間とし、基準年度は 2015 年度（平成 27 年度）とします。

目標年度については、2021 年度とします。

## 4. 計画の範囲

### (1) 計画の対象とする事務及び事業の範囲

本計画の範囲は、本町が実施する事務及び事業の全てを対象とし、出先機関等を含めた組織及び施設を対象とします。

なお、指定管理者制度により実施する事務及び事業は対象外としておりますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、可能な限り受託者に対して必要な協力を要請します。

### (2) 計画の対象となる課名及び施設

本計画の対象となる施設等は、下記に示すとおりとします。

課名	施設等の名称
総務課	役場庁舎、若佐支所、浜佐呂間出張所、公用車
企画財政課	テレビ中継局、公用車
保健福祉課	児童館、老人アパート、公用車
町民課	佐呂間コミセン、若佐コミセン、浜佐呂間活性化センター、栄地域交流センター、バスターミナル、ふれあいバス、ごみ処理場、斎場、公衆トイレ、公園、公用車
農務課	地場産品開発センター、公用車
建設課	浄水場、終末処理場、除雪センター、公用車
経済課	キャンプ場、駐車場トイレ、遊歩道、展望台、公用車
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム、公用車
保育所	佐呂間保育所、若佐保育所、浜佐呂間保育所
管理課	各小・中学校、学校給食センター、公用車
社会教育課	図書館、町民センター、開拓資料館、武道館・温水プール、体育館、スキー場、グラウンド、パークゴルフ場、公用車

### (3) 計画の対象とする温室効果ガス

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。

## 第2章 二酸化炭素の排出状況

### 1. 二酸化炭素の排出量

2015年度（基準年度）における本町の事務及び事業に伴う燃料等の使用量に基づく二酸化炭素の排出量は、次のとおりです。

項目	単位	2015年度(平成27年度)		
		使用量	Kg-CO <sub>2</sub>	割合
ガソリン	ℓ	21,753.4	50,469	1.1%
灯油	ℓ	126,420.6	314,788	7.1%
軽油	ℓ	195,088.5	503,328	11.4%
A重油	ℓ	292,900.0	793,759	17.9%
液化石油ガス(LPG)	Kg	5,115.1	15,346	0.4%
電気使用量	KWh	4,115,179.0	2,753,054	62.1%
合計		—	4,430,744	100.0%

## 第3章 削減目標

### 1. 二酸化炭素排出量の削減目標

本町では、従前より省エネルギー対策に取り組んでおり、燃料等の使用量については、大きな変動が無い状況にあります。電気の使用量、施設や公用車の燃料の削減に取り組むことにより、2021年度における二酸化炭素の排出量を2015年度に比べて3%削減することを目標とします。

二酸化炭素排出量の削減目標			
排 出 量		削 減 目 標	
基 準 年 度	目 標 年 度	削 減 率	削 減 量
2015年度	2021年度		
4,430,744 (Kg-CO <sub>2</sub> )	4,295,155 (Kg-CO <sub>2</sub> )	3%	135,589 (Kg-CO <sub>2</sub> )

## 第4章 具体的な取り組み

### 1. 取組内容

本町の事務及び事業について、二酸化炭素の総排出量を抑制し、環境負荷の軽減を図るために行う具体的な取り組みは、以下のとおりとします。

#### (1) 電気使用量の削減

- ・電灯やO A機器等の日常的な節電を推進します。
- ・長時間使用しない電気器具のコンセントを抜き、待機電源を削減します。
- ・高効率照明（LED）への切り替えを推進します。
- ・勤務終了後の早期退庁を奨励し、退庁時には電灯やO A機器等の電源が切れているか確認し、電源を切ることにより電気使用量の削減を図ります。
- ・効率的な事務及び事業の実施により、時間外勤務の縮減に努めます。

#### (2) 燃料使用量の削減

- ・室内の適正な温度管理を行い、クールビズやウォームビズを推進します。
- ・公用車の急発進・急加速を避け、アイドリングストップを心掛けると共に、不必要な荷物を積まないようにし、燃費の向上に努めます。
- ・公用車の更新は、低燃費車や低公害車の導入を推進します。
- ・近距離の移動は、可能な限り徒歩や自転車で行います。
- ・徒歩通勤が可能な職員は、自動車の使用を控えるようにします。

#### (3) 物品等の購入

- ・物品等を購入、更新する場合は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。
- ・リサイクル素材を使用した製品、詰め替えやリサイクル可能な製品及びリターナブル容器（再利用可能な容器）を使用した製品の購入に努めます。
- ・エコマーク、グリーンマーク等環境負荷の少ない物品の購入を推進します。
- ・印刷用紙等は、可能な限り再生紙の購入に努めます。

#### (4) 用紙類の使用量削減

- ・庁内文書等は、庁内LANを活用しペーパーレス化を推進します。
- ・両面印刷や両面コピーを徹底し、用紙使用量の削減に努めます。

- ・会議用資料の作成は最小限とし、事前配布資料等は持参を原則とします。
- ・会議等での封筒の配布は極力避けるようにし、使用済み封筒やミスプリントの裏面利用などの再利用に努めます。

#### **(5) 施設の新築、改築**

- ・施設を新築、改築する場合は、環境に配慮した施工と環境負荷を低減する設備を整備し、適正な施設運営に努めます。

#### **(6) 町有林の整備・保全**

- ・森林資源を適切に管理することにより、継続的な二酸化炭素吸収源である森林の維持・拡大を図ります。
- ・遊休地への植栽を推進し、森林面積の拡大を図ります。

#### **(7) 水道**

- ・日常的な節水に努めます。
- ・施設の適正管理を行い、水道施設故障による漏水の早期修理を実施します。

#### **(8) 廃棄物の排出抑制**

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
- ・廃棄文書、図書等はリサイクルに努めます。
- ・廃棄物の分別を徹底し、排出量の削減に努めます。
- ・コピー機やプリンター等のトナーは、リサイクルできるカートリッジ式のものを使用します。

## 第5章 計画の推進、点検・評価と公表

### 1. 推進体制

#### (1) 佐呂間町地球温暖化対策推進本部

本計画の取り組みを推進し、二酸化炭素の排出抑制の状況を点検・評価するため、町長を本部長、副町長と教育長を副本部長、各課長を本部員とする「佐呂間町地球温暖化対策推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置するものとします。

#### (2) 事務局

本計画の事務局は、町民課生活環境係に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

### 2. 点検・評価

事務局は各課と連携し、本計画に基づく取組状況や目標達成状況を把握すると共に、推進本部へ報告することとし、この報告結果を受け、推進本部において、各課での取り組みが適切に行われているかを点検し、取り組みを進めていく上での助言や指導等を行います。

また、目標値や過去の実績、組織別等の比較をするなど必要な評価を行います。

### 3. 公表

本計画の進捗状況及び点検・評価の結果は、町広報紙や町公式ウェブサイト等に年1回公表します。